資料-1

吹田市第3次総合計画 基本計画の見直しに関する基本方針(案)

平成23年(2011年)6月 政策推進部政策推進率

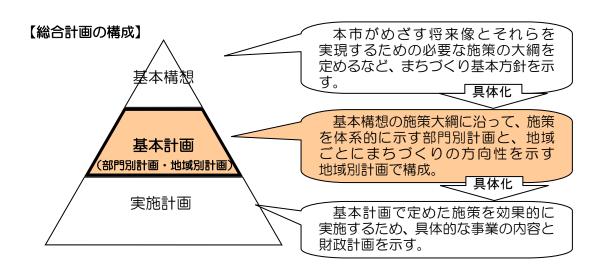
吹田市第3次総合計画 基本計画の見直しについて

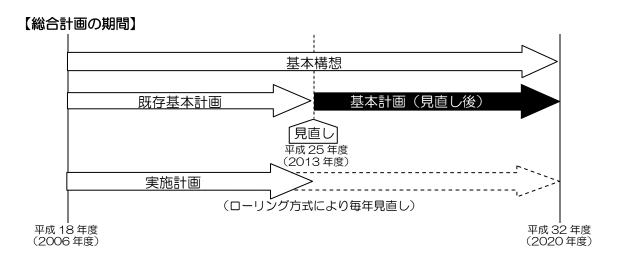
1 前提となる枠組み

1-1 第3次総合計画の現状

本市は、平成18年度(2006年度)を初年度とする吹田市第3次総合計画に基づき、「人が輝き、感動あふれる 美しい都市 すいた」の将来像を目指して、総合的かつ計画的なまちづくりを進めているところです。基本構想と基本計画の期間は、平成18年度(2006年度)から平成32年度(2020年度)の15年間としています。

ただし、基本計画については、<u>社会経済状況の変化をみながら</u>、中間年度の 平成25年度(2013年度)までに**必要な見直し**を行います。





1-2 吹田市自治基本条例における総合計画の位置づけ

平成 18 年 10 月 11 日に制定した吹田市自治基本条例では、総合計画等に関し第 25 条、第 27 条、第 28 条において示しています。総合計画策定のキーワードとしては、「市民参画」「財政計画との整合性」「行政評価」が挙げられます。

第 25 条 (総合計画)

<u>執行機関は、市長が策定する総合計画に基づき、総合的かつ計画的な行政運営を行わ</u>なければなりません。

- 2 市長は、基本構想及び<u>基本計画の策定に当たっては、広範な市民が参画できるよう努めなければなりません。</u>
- 3 執行機関は、総合計画以外の計画の策定に当たっては、総合計画との整合性を図らなければなりません。

第27条(財政運営)

市長は、<u>総合計画に基づく政策目標を達成するため、財政計画を策定し、効果的かつ効率的な政策等の展開を図り、健全な財政運営に努めなければなりません。</u>

2 市長は、財政運営の透明性を確保する観点から、市民にわかりやすい財務に関する資料について作成及び公表をしなければなりません。

第28条(行政評価)

執行機関は、<u>効果的かつ効率的な行政運営を行うため、政策等の目的を明確にし、そ</u> の成果、達成度等について評価を行わなければなりません。

- 2 執行機関は、評価の結果を事後の政策等に適切に反映させなければなりません。
- 3 執行機関は、第1項の評価の結果及び前項の規定により反映した結果を市民に公表しなければなりません。

キーワード

市民参画、財政計画との整合性、行政評価

2 基本計画見直しの考え方

基本計画の見直しは、前述した3つのキーワードを踏まえて、以下の4つの視点に立って検討します。

視点1:的確な現状分析

① 基本構想の検証と基本計画の点検

・ 基本構想の検証と基本計画の点検を行い、成果や課題を分析します。

② 基礎資料の分析

- ・ 社会経済状況等の関係を分析します。
- ・ 市の個別計画、国・府の中長期的な関連計画等を整理、分析します。
- ・ 本市の強みや弱みを分析します。
- ・ 本市の人口、産業等の基礎データを整理し、今後の見通しを分析します。

③ 市民ニーズの調査及び分析

- ・ 平成 22 年度「吹田市市民意識調査」の 結果を分析します。
- ・ 次代の担い手となる学生を対象に、アンケート及びヒアリングを実施し分析します。

視点 2: 施策構成の再編

① 現状分析の結果をもとに検討

・ 施策構成の再編は、しっかりとした現状 分析及び新たな行財政改革を踏まえ検討 します。

② 市民の満足度の向上

- ・ 市民ニーズによる満足度、重要度の結果を踏まえて検討します。
- ・ 行政評価等を活用し、施策の課題や方向性を検討します。
- ・ 選択と集中による重点化を検討します。

③ 施策構成の再編

・施策は、上記の内容を勘案した上で、 わかりやすい体系及び構成となるよう 再編します。

視点3:高い実効性

① 共有できるわかりやすい計画

・ 市民をはじめ誰もが共有でき、わかりや すい基本計画の策定を目指します。

② 目指すべき姿の設定

施策ごとの目指すべき姿を、わかりや すく示します。

③ 達成度を示す指標の設定

・ 施策ごとの現状の「達成値」、実施計画 ベースにおける「目標値」、平成 32 年 までの「目指そう値」の数値化を図り、 実効性の高い進行管理を目指します。

④ 役割分担の設定

・ 施策ごとに「市民」「事業者」「NPO」 「行政」等のそれぞれの主体の役割分担 を示します。

視点4:みんなでつくる計画

① 市民参加・参画の促進

- ・ 市民参画は、吹田市自治基本条例に基づき、様々な手法を検討します。
- ・ 具体的には、市民フォーラム、市民意見 交換会、地域別懇談会、総合計画審議会、 パブリックコメントなどが考えられま す。

② 職員参加の促進

- ・ 職員で構成する総合計画策定委員会、 作業部会を組織化します。
- ・ 担当所管には、調査及びヒアリング等を実施します。
- 若手職員の参画を促進します。

③ 策定過程における情報公開の促進

・ 基本計画の策定過程は、「本市ホームページ」「市報すいた」等の媒体を活用し発信します。

3 策定体制のイメージ(案)

行 政 附属機関 市民 諮問、答申 11 11 市長 【経営戦略会議】 11 11 11 11 庁内策定組織 11 附属機関 市民参画 11 11 11 総合計画審議会 総合計画策定委員会 市民意見聴取・交換 11 11 11 11 任務:総合計画の審議、答申 ◎ 市民フォーラム 11 11 所掌事務:素案の策定、総合調整 構成員:学識経験者,市議会議員, 11 11 ◎ 市民意見交換会 11 11 構成員:部長級以上の職員 市民等 ◎ パブリックコメント 11 11 11 11 11 11 地域別懇談会 総合計画策定委員会作業部会 部会 11 11 所掌事務:地域別計画見直し 11 11 11 所掌事務:素案策定の円滑化等 11 第1部会 提言・提案 11 11 構成員:課長級以上職員・公募等 第2部会 構成員:ブロック毎の市民 П 11 11 П 11 事務局(政策推進部政策推進室)/委託事業者 11 市民意識調査等 担当室課 11 11 11 11 市民意見調査等 担当室課との連携 11 11 11 11 ◎ 市民意識調査 ◎ 調査・立案 11 11 ◎ 学生アンケート・ヒアリング ◎ ヒアリング等 11 11 11 11 11 11

4 見直しスケジュール(案)

		平成 23 年度			平成 24 年度				平成 25 年度			
項目		ー (2011年度) 4 7 10 1			(2012年度) 4 7 10 1				(2013年度) 4 7 10 1			
準備	資料調査・分析	4		総合計画	4	(10)	L	4	1 1	0 1	-
	学生アンケート		()								
庁内策定	経営戦略会議	◎方	針決定				0			0		
	総合計画策定委員会		0	©		0	0		0	0		
	同委員会作業部会		総合	計画の課題抽出		素案(1	<u> </u>	き台②	素案②)		
	担当課との連携			総合計画	画に関する	意見聴取						
附属機関	総合計画審議会					諮問	0	中間答	₽█	❷諮問		答申
	同審議会作業部会						素案	: ①の検討 :	>	素案②	の検討	>
市民参画	市民フォーラム					0						
	市民意見交換会					0			©			
	地域別懇談会						素案②	たたき台	>			
	パブリックコメント								0		(9
	意思決定、印刷											

[※] 組織構成は、作成過程において変更が生じることがあります。